

# 断行の仮処分による放置車両の撤去について

神吉 宣孝

近畿地方整備局 総務部 人事課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

国道 25 号斑鳩バイパス事業の取得済用地に 2002 年から放置されている車両について、民事訴訟法における断行の仮処分という法的手続きを用いて、車両の撤去を行った事例の紹介を行う。

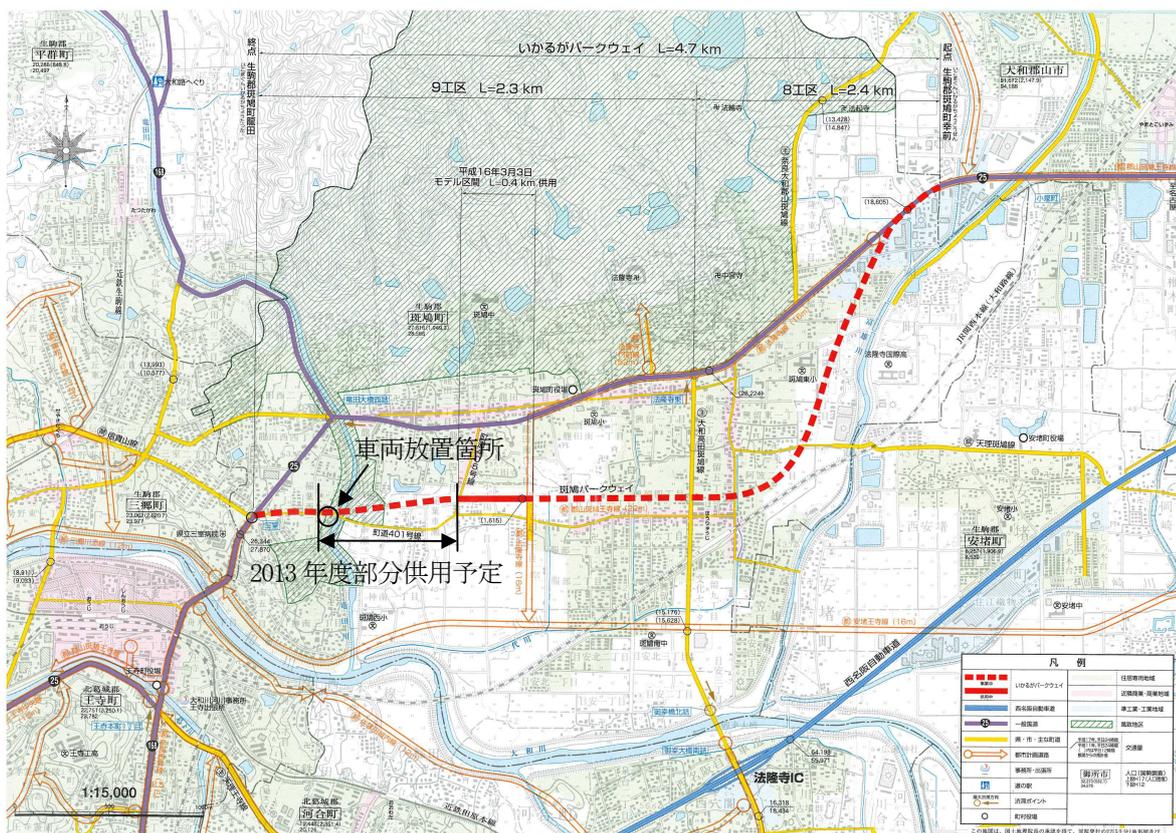
キーワード 用地管理, 民事保全法, 断行の仮処分, 放置車両, 撤去

## 1. 斑鳩バイパス (斑鳩パークウェイ) 事業について

国道25号線の斑鳩町市街部の交通混雑緩和、交通安全確保と斑鳩町の活性化を図るために計画された、斑鳩町幸前から同町龍田に至る延長4.7kmの2車線道路。

2004年3月にモデル区間 (0.4km : 斑鳩町小吉田2丁目～同1丁目) が完成供用。

2013年度にモデル区間西詰から先約700mの部分供用予定。



## 2. 車両が放置された経緯

2002年8月9日より車両の放置が開始された。

放置したのは放置箇所の元地権者であるA氏 (ただし車両の名義人はB氏。A氏とB氏の間には子供がいるが婚姻関係は無い)。A氏とは1999年12月に土地売買の契約締結を行ったが (契約相手方はA氏と当時婚姻関係のあったC氏)、「代替地を国交省が用意すると約束した」と主張し、契約の移転期限までに建物の撤去を行わなかった。

そのため国は2000年8月に土地明渡に関する提訴を行い、勝訴判決を経て強制執行の手続を進めていた。そしてその執行直前になってA氏は建物を自主的に撤去し、更地となった後に車両を放置した。



「敷地に放置された車両」

### 3. 車両放置後の対応

A氏による更なる物件の放置を防ぐため、車両を取り巻くようにフェンスを設置した。またA氏やB氏に対して直接会ったり、勧告書の車両への貼付や自宅への郵送などで車両の撤去を要請するが、A氏の「国は約束を守れ」との主張は変わらず、車両の撤去に応じることは無かった（B氏は車両の処分をA氏に任せているので知らないとの主張）。

### 4. 車両の撤去

2010年3月になり、一定区間の用地買収が完了したことから、2011年2月に2013年度部分供用が公表された。そのため放置車両の撤去が急務とされた。

(1) 車両の撤去方法の検討

a) 道路法に基づく行政代執行

車両が放置されている地区については事業に対する反対が強く、またその影響で幅杭の打設が完了していないことと、当時は道路区域が設定されていなかったことから、行政代執行の要件である「早急性」が認められないため、行政代執行による車両の撤去はできないと判断した。

b) 自力執行

土地の所有権は国であるため、その所有権に基づき国が直接撤去するという方法であるが、弁護士相談や法務局への法律意見照会の結果、自力執行は現在の法の下では認められておらず、逆に国による車両に対する所有権侵害と判断されたり、また、撤去作業中に車両を傷つけた場合には、器物損害行為に該当すると判断される可能性があるとの見解を得たため、自力執行による車両の撤去はできないと判断した。

c) 民事裁判

以上の結果、土地所有権（民法）に基づく妨害排除請求権を根拠とした訴えを提起し、裁判所からの撤去命令を得て車両を撤去するという方法を採用することになった。

ただし、2013年度の供用時期から逆算すると、2012年10月には車両の放置箇所の工事に着手する必要がある。

そのため、通常の裁判を行った場合、裁判の進行具合や、相手方からの控訴など、勝訴判決を得て車両を撤去するまでには一定の時間を要し、工事着手時期までの車両の撤去の実現可能性が確実ではないことから、「断行の仮処分」による車両の撤去を行うこととした。

(2) 断行の仮処分

断行の仮処分とは、簡単に言うと、本案訴訟で判決を得て実現できる権利関係を仮に先行して実現できるようにするものである。<sup>1)</sup>

そのため車両の撤去を早期に行う効果が期待できる。

ただし、本案訴訟の判決確定前に当該判決に基づく強制執行がされたのと同様の効果を生じるものであり、相手方に不利益を与える可能性が大きいことから、認められるための要件は厳しい。また仮処分が決定した後は本案訴訟を提起し勝訴する必要がある。

a) 仮処分の類型

仮処分には、①特定物の給付を目的とする請求権についての強制執行を保全するためにされる命令で、その特定物の現状を維持することを目的とする「係争物に関する仮処分」（民事保全法第23条1項）と、②強制執行を保全する手段という性質は有しておらず、法律的紛争があることによって、債権者に生ずる危険又は不安を除去するために暫定的処理を定め、それを維持又は実現する命令である「仮の地位を定める仮処分」（民事保全法第23条2項）との2つの類型があるが、断行の仮処分は②の類型の内、特に作為を命じるものである。<sup>2)</sup>

b) 断行の仮処分の要件

①仮処分の要件である被保全権利について相当程度確実である旨の疎明、かつ、②当事者間に争いがあることによって、債権者の暫定的な地位を形成することが明らかに必要という高度の保全の必要性が存在することが求められる。

今回の放置車両の撤去においては、①車両の放置行為が執行妨害的であること。②車両を使用する必要性が既に失われていること。③車両が放置されていることにより、斑鳩バイパス工事の着工に著しく支障をきたし、工事の着手が遅れるために、供用時期が予定よりも著しく遅れ、重大な公益の侵害が生じること。④工事の着工が遅れるために、追加的な費用が生じると言った大きな損害が発生すること。以上の4点を疎明する必要がある。

c) 仮処分命令に至る経緯

2012年2月24日 法務局に対して訴訟の提起及び仮処分の申立

2012年7月 4日 裁判所に対して仮処分命令申立

2012年7月20日 第1回審尋

A氏とB氏は欠席。ただしA氏は事前に申立に対する回答書及び国が代替地を用意とした約束の主張を裏付ける根拠として、当時の用地交渉などを録音したカセットテープを提出。

また裁判所からはB氏を債務者とする事への疑義等が述べられ、債権者（国）に対して資

料の見解ないしは補充を指示された。

なお、カセットテープにはA氏の「国は約束を守れ」という主張の原因となった「国が代替地を用意する」という内容の会話は録音されていなかった。

2012年8月23日 第2回審尋

A氏とB氏は欠席。

論点はB氏を債務者に含めるかについてであり、最終的にはB氏を含めて債務者とする  
ことで結審した。

2012年8月31日 仮処分命令

「債務者（A氏とB氏）らは、債権者（国）に対し、…自動車を撤去して…各土地を仮に明  
け渡せ」

### (3) 執行

#### a) 執行に関する一般事項

執行については、債権者である国から裁判所の執行官宛に民事執行申立の後に決定される、裁判所の執行官が主務となって行われる。

執行日時については、執行官と相談して決定する。なお仮処分命令から2週間以内に執行しなければならず、スケジュールはかなりタイト。

執行業者については、債権者側で段取りする。

執行費用については債権者が負担する。そのため最終的には債務者に対して請求することになる。

ただし、請求には債権回収のための訴訟を新たに提起し債務名義を得る必要があり、現在債権回収の事務手続き等について法務局と協議中で、現時点ではどのような手法で債権回収を行うのかは未定。

#### b) 執行に関する時系列

2012年9月 4日 民事執行申立

2012年9月 6日 執行官との打ち合わせ

2012年9月10日 執行業者との契約

2012年9月12日 執行（車両を撤去し、別の場所で保管）

2012年9月26日 保管物の受領期限 ※1

2012年9月27日 保管物の売却 ※2

※1 保管期間は執行官が決定し、保管期間中に債務者から申出があれば引き渡す。ただし債務者は引き渡しを受けることができる環境を整えなければならない。

※2 保管期間を過ぎても債務者が引き取りに来ない場合は、競売によって売却する。誰も買い手がつかない場合は、執行業者が買い取ることが一般的。売却によって得た益については、執行官費用（日当、交通費）及び保管料に充てられ、余れば債務者に支払われる。





「放置車両の執行状況」

## 5. 車両撤去後

2012年9月22日・2012年10月11日 A氏より裁判所に対し仮処分命令に対する異議申立  
2012年10月16日 第3回審尋  
2012年11月30日 決定「仮処分命令を認可する」

2012年11月27日 本案提訴  
2012年12月26日 B氏から答弁書の提出  
2013年 1月 2日 A氏から答弁書の提出  
2013年 1月18日 第1回口頭弁論  
2013年 2月22日 判決

「被告兩名（A氏とB氏）は、原告（国）に対し…自動車を撤去して…土地を明け渡せ。」

## 6. 今回の事案に関する反省点

### (1) 用地管理の重要性

土地の引き渡しを受けた場合、早期にフェンスを設置するなどして管理する必要がある。

### (2) 問題の早期解決

断行の仮処分を求めた理由は、供用時期に間に合わせるためである。しかし、断行の仮処分が認められるための要件は厳しく、裁判所からは数多くの資料提出を求められ、通常の裁判より多くの労力を要したといえる。

問題発生の当初より期間は十分にあり、通常の裁判によって解決を図れることも可能であった。

なお、今回の発表論文の内容については、奈良国道事務所用地第二課に所属していた際の用地事務の一環として実施したものである。

また本論文を作成するにあたり総務部、用地部、奈良国道事務所をはじめ関係各位のご指導、ご協力を賜りました。皆様に感謝いたします。

参考文献

- 1) 弁護士ドットコム：<http://www.bengo4.com/bbs/131812/>
- 2) 一般財団法人公共用地補償機構編：用地ジャーナル2010年1月号